

憲法改正国民投票法案についての意見書要旨

2006年(平成18年)10月12日

兵庫県弁護士会

本年5月から、自民、公明両党の与党案、民主党提案の2件の憲法改正国民投票法案が、衆議院の日本国憲法に関する調査特別委員会で審議されている。

憲法改正国民投票法案について、当会では、昨年9月8日、「憲法改正国民投票法案について慎重な対応を求める意見書」を公表した。しかし、今回提案された2件の国民投票法案は、当会や日弁連の意見が十分活かされていないばかりか、立憲主義国家における憲法は、主権者国民が権力を規制することを目的とするものであるから、憲法改正国民投票法は、何よりも国民が意思決定を的確に行うことができ、かつその意思を正確に反映する投票制度が必要不可欠であり、また、的確な意思決定を行うため豊富な情報や多様な政治的意見に自由に接し、広く深く国民的議論がなされることを保障するための自由で公正な国民投票運動を保障することが重要であるという、あるべき基本理念が十分に理解されていないといわざるをえない。

そこで、当会では、改めて今回の2件の法案の問題点を以下のとおり指摘して、今後の国会審議における慎重かつ適切な対応を求めるとともに、国民各層にも問題提起をさせていただくこととした次第である。

1 投票方式について

憲法改正にあたっては、国民主権と立憲主義の要請から、国家と国民の関係・あり方について基本的に重要な項目を定める各条項の具体的な内容について、国民が個別に賛否の意思を表示できることを保障する必要がある。

従って、国民が個別の条文毎に賛否の意思を表明することを明確に保障していない与党案・民主党案には反対である。

2 特定公務員の全面的な国民投票運動の禁止について

与党案の特定公務員に対する規制は広範に過ぎるものであり、当会は、少なくとも裁判官・検察官、公安委員会委員、警察官に対する一律の全面的・包括的規制は不要であると考えます。

3 公務員・教育者等の地位利用による国民投票運動禁止について

(1) 与党案は、「国又は地方公共団体の公務員」等が「その地位を利用して国民投票運動をする」ことを禁じているが、かかる規制は、「地位利用」「国民投票運動」の各定義が曖昧であって、公務員の投票運動に萎縮効果を与え、過度の制限となるから、当会は不要であると考える。

(2) 与党案は、学校教育法に規定する「教育者」に対しても、「教育上の地位を利用して」国民投票運動することを禁じているが、かかる規制は、教育者の学問の自由や表現の自由への過度の制限となるだけでなく、教育者からの情報の提供が制限される点で国民の知る権利への制限ともなるため、当会はかかる規制も不要と考える。

4 投票日前の広告放送の制限

与党案、民主党案ともに、政党等を除き「何人も」「国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間において」テレビ、ラジオ及び有線放送を使用した国民投票運動のための広告放送を制限する規定を設けている。しかし、国民が最も関心をもって国民投票に関する情報収集に努めている期間に、情報伝達能力の高いメディアの一つである放送媒体を利用できないことになり、憲法改正に対する多様な意見や各意見への反論等が国民に対し十分に周知されず、国民の知る権利を不当に侵害するおそれが高い。

従って、当会は、かかる規定についても、不要であると考える。

5 罰則規制の諸問題について

(1) 組織的多数人買収及び利害誘導罪

与党案では、「組織により」、「多数の投票人に対し」、買収や「憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる」利益誘導を行うことを禁じているが、規定の文言が曖昧であって、罰則規定の構成要件としては不明確にすぎると言わざるをえないため、当会は、かかる規定には賛成できない。

(2) 投票手続きに関する罪（投票干渉罪）

与党案、民主党案ともに、投票干渉罪として、正当な理由がなく、「投票所又は開票所において」「投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行な」うことを禁じているが、規定の文言が曖昧なため、当会は、かかる規定も反対である。

(3) 国民投票妨害罪

与党案、民主党案ともに、「国民投票妨害罪」として、個人ないし少人数で、「投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長、立会人もしくは監視者に暴行もしくは脅迫を加え」る行為等を処罰するとしており、これらの行為を多衆集合して行なう場合の刑罰を加重しているが、当会は、刑法の規定との整合性などからみて、少なくともこの規定のままで設置することには反対である。

6 広報協議会について

与党案、民主党案ともに憲法改正案広報協議会の設置を定めているが、その委員について、国会の各会派所属議員数を踏まえて委員を各会派に割り当てるとしている。しかし、総議員の3分の2の多数によって憲法改正案が発議された後、国会における議員数を踏まえて広報協議会を構成すれば、広報協議会は、憲法改正案賛成の議員が多数派を占め、中立な広報活動が制度的に保障されないおそれがある。

従って、当会は、公正中立な広報活動が十分に保障されていない広報協議会によって国民投票広報を行うことを内容とする与党案、民主党案には、反対である。

7 政党等の優遇規定について

与党案、民主党案ともに「国民投票運動」における「政党等に対する特別の優遇措置」として、政党が無償で、ラジオ及びテレビによる意見放送と新聞の意見広告ができると規定している。

しかし、放送の回数及び日時や時間数、新聞広告の回数及び寸法は、憲法改正案広報協議会が当該政党等に所属する議員の数を踏まえて定めることになっているから、当然所属議員数に比例した政党間の格差も予想され、政党等の勢力比をそのまま反映した意見広告だけが大量に国民に流布されることになる蓋然性が高い。また主権者たる国民には国民投票の期日7日前からテレビ、ラジオによる国民投票運動のための広告放送を禁止しながら、政党等だけが、自由に国民投票の期日までその意見を国費で広告し続けられるというのは、明らかにバランスを欠いているというべきである。

従って、当会としては、このような政党等の特別優遇措置については賛成できない。